

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	
	中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	
	特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)	
	急性灰白髄炎	
ジフテリア		
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退後、2日を経過するまで
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が、感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師が、感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸チフスおよびパラチフス	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症(※注)	

(※注)

第三種の「その他の感染症」については、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校長が学校医の意見をきき、「第三種の感染症」として緊急的に措置をとることができるという疾患で、溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)などが含まれます。

これらの疾患は、各地域や学校によって扱いが異なります。本校では、溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)については、医師から診断を受け、出席停止の指示および証明書が提出された場合は、出席停止扱いとします。(2016年4月1日より)